

## 担い手支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症拡大により農作物の価格の下落、消費の減少していることから、担い手である認定農業者、認定新規就農者に対し、営農意欲の維持向上を図るため、営農継続に向けた支援をするため、予算の範囲内において、睦沢町補助金等交付規則（昭和56年睦沢村規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(事業内容)

第2条 担い手支援事業は次に掲げる支援事業により構成されるものとする。

(1) スマート農業導入支援

ICT等の活用により収量を向上させるスマート農業の導入を支援する。

(2) 大型草刈機購入支援

大型草刈機の購入を支援する。

(3) 施設整備等支援

パイプハウス、園芸施設等の施設整備や改修等を支援する。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 令和4年3月31日時点において認定農業者、認定新規就農者

(2) 町内に住所を有し、今後も農業を継続する意思がある者

(補助率等)

第4条 第2条に規定する支援事業に対する補助率及び補助対象等は、別表1に掲げるところによる。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、担い手支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 町長は、規則第4条の規定により、申請内容を審査し担い手支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を通知する。

(変更の承認)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が補助金の申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、担い手支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により、実績報告をしようとする場合は、担い手支援事業補助金実績報告書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第9条 町長は前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適当と認められた場合は、担い手支援事業補助金交付額確定通知書(様式第5号)により通知する。

(補助金の請求)

第10条 規則第15条の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときは、担い手支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 特に必要があると認めるときは、担い手支援事業補助金概算払請求書(様式第6号の1)により概算払することができる。

(補助金の返還)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の取消し又は返還をさせることができる。

(1) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日をもって、その効力を失う。

別表 1（第 4 条関係）

支援事業名	補助率	補助対象	対象事業費	注意事項
(1) スマート農業 導入支援	1/2 以内（限度 額 300 万円）	ロボットトラク ター、ドロー ン、その他 ICT 関連機械等	事業費 100 万円以上	事業（1）（2） （3）を重複、 また事業内で複 数合算して申請 することは不可
(2) 大型草刈機 購入支援	2/3 以内（限度 額 100 万円）	ツインモアー、 ハンマーナイフ モア（トラクタ 用含）等	事業費 20 万円以上	
(3) 施設整備等 支援	1/2 以内（限度 額 100 万円）	パイプハウス、 園芸施設（ガラ ス温室、鉄骨ハ ウス）等	事業費 50 万円以上	